

厚岸町規則第7号

厚岸町職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月4日

厚岸町長

三浦克宏

厚岸町職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則

厚岸町職員通勤手当支給規則（平成23年厚岸町規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（自動車等使用者の支給額）

第6条の2 条例第15条第2項第2号の規則で定める額は、次の各号に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 片道5キロメートル未満 2,000円
- (2) 片道5キロメートル以上10キロメートル未満 4,200円
- (3) 片道10キロメートル以上15キロメートル未満 7,300円
- (4) 片道15キロメートル以上20キロメートル未満 10,400円
- (5) 片道20キロメートル以上25キロメートル未満 13,500円
- (6) 片道25キロメートル以上30キロメートル未満 16,600円
- (7) 片道30キロメートル以上35キロメートル未満 19,700円
- (8) 片道35キロメートル以上40キロメートル未満 22,800円
- (9) 片道40キロメートル以上45キロメートル未満 25,900円
- (10) 片道45キロメートル以上50キロメートル未満 29,100円
- (11) 片道50キロメートル以上55キロメートル未満 32,300円
- (12) 片道55キロメートル以上60キロメートル未満 35,500円
- (13) 片道60キロメートル以上65キロメートル未満 38,700円
- (14) 片道65キロメートル以上70キロメートル未満 42,200円

- (15) 片道70キロメートル以上75キロメートル未満 45,700円
- (16) 片道75キロメートル以上80キロメートル未満 49,200円
- (17) 片道80キロメートル以上85キロメートル未満 52,700円
- (18) 片道85キロメートル以上90キロメートル未満 56,200円
- (19) 片道90キロメートル以上95キロメートル未満 59,600円
- (20) 片道95キロメートル以上100キロメートル未満 63,000円
- (21) 片道100キロメートル以上 66,400円

第7条第1号中「55,000円」を「66,400円」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。